

北海道に夜間中学をつくる会

## 2012年度第7回事務局会議まとめ

札幌市男女参画センターエルプラザ4階研究室4

出席者（敬称略）：工藤代表、泉事務局長、飯塚、遠藤、  
工藤（朱）、篠原、船木、森川

### 議題

1. 道議会、市議会の「意見書」採択について
2. 2013年度北海道自主夜間中学交流会について
3. 2013年度、北海道に夜間中学をつくる会総会に向けて
4. その他

### 話し合い

1. について

**地方自治法第九十九条：** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

「義務教育等学習機会の充実に関する法整備を求める意見書」

札幌市議会：平成24（2012）年12月13日議決

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣  
札幌市議会各会派幹事長会議で、原案作成の後、市議会満場一致で議決。

北海道議会：平成24（2012）年12月25日議決

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

24.12.21 文教委員会において賛成多数で原案可決し、道議会満場一致で議決。

【札幌市議会意見書要旨】： 国会及び政府においては、義務教育を受ける権利を実質的に保障し、学びの場を提供するため、自主夜間中学による要望がある

自治体が公立夜間中学を開設し、また、自主夜間中学に対する援助等を拡充することができるよう、義務教育等学習機会の充実に関する法律を制定し、予算を確保するよう強く要望する。

【道議会意見書要旨】： 国においては、学習する機会が失われた者がその希望するときに再び学習する機会が与えられることなど学習機会の充実に資するため、学校教育の環境の整備に関する基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする法整備を行なうとともに、必要な財源措置を早急に図るよう強く要望する。

道議会では、文案を道教委が検討し原案にまとめ、各会派に配布され各会派の合意となりました。札幌市議会では、各会派幹事長会議で原案がまとめられ、それを持ち帰って各会派の合意となり、市教委は原案に関わっておりません。このことについては、市教委の窓口担当者に質したところ、本会議で議決された後、教育長から「このような意見書が出た」と知らされた、との返答がありました。

このように両議会で意見書が議決されたことは、「北海道に夜間中学をつくる会」が総会で承認された運動方針にもとづいて、毎年、行政および議会各会派に要望を行なってきたことの成果と確認しても良いでしょう。

その上で、①札幌市教委と夜間中学の教育行政の話し合い、②各議会へ向けた「義務教育等学習機会の充実条例（仮称）」制定の働きかけ、③全国夜間中学校研究会へ法案立法化をどのように進めていくのかを質す、④道内選出全国会議員へ両議会意見書を郵送、することなどを話し合いました。

①と②とは、時間がかかるであろうがこの意見書をもとに、地

方自治体議会と行政に、学習機会の充実を求めていく。

③については、昨年衆議院選挙の後、超党派国会議員へ立法化をどのように進めていくのかを全国夜間中学校研究会に質す。返事がないようであれば、質問状を出します。

④については、道内選出の衆議院国会議員が大幅に入れ替わったため、改めて夜間中学を知ってもらうためにも、議員事務所を調べ、両議会意見書の郵送を行なう。

## 2. について

昨年最後の実行委員会では、札幌遠友塾の公開授業による交流を要望された。これについては、1月遠友塾全体会議で了承されたが、実施案の作成および受講生の同意、夏休み学校教室を使う承諾を得るなど、遠友塾事務局の実施案のすみやかな作成を促していく。

日程の目処： 8月3日（土）午後

## 3. について

会場の確保： 5月25日（土） 2・7かでのる

## 4. について

2月14日（木）午後6時30分 エルプラザ